

提案書評価基準

1 基本的な評価事項

評価項目		配点	評価の視点
業務実施体制	人員配置や役割分担等の執行体制の妥当性	10	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者の体制上の役割や担当者の業務経歴等が明確であるか。 ・支出計画が明確であり、妥当であるか。
業務実績	業務実績の数量及び類似性	14	<ul style="list-style-type: none"> ・類似実績が豊富であり、高度な実績を有しているか。
業務実施方針	業務説明書等の理解度	10	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容を的確に理解しており検討が十分なされているか。
	実施方針及び手法の妥当性		
	(1) 地区内における各事業や土地利用状況の調査	10	<ul style="list-style-type: none"> ・調査項目及び方法が具体的であり、妥当であるか。 ・土地利用方針の提案につながる必要な項目が挙げられているか。 ・地区の状況をふまえた調査項目が提案されているか。
	(2) 課題及び可能性の整理 ア 実態及び可能性調査		
	(ア) 星川駅周辺地区における生活利便施設等(銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街、飲食店、クリーニング店、コンビニエンスストア等)の導入の可能性に関する調査	4	<ul style="list-style-type: none"> ・調査項目及び方法が具体的であり、妥当であるか。
	(イ) 星川駅周辺地区におけるその他の機能(観光、娯楽、スポーツ、環境等)の導入の可能性に関する調査	4	<ul style="list-style-type: none"> ・調査項目及び方法が具体的であり、妥当であるか。
	(ウ) 星川駅周辺地区におけるインフラ・交通等ハード面の調査	4	<ul style="list-style-type: none"> ・調査項目及び方法が具体的であり、妥当であるか。
	(3) 土地利用方針の記載事項	20	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果を踏まえ、具体的な方針が分野別に提案されているか。 ・方針は要点をとらえて、簡潔にわかりやすく表現されているか。 ・新たな視点に基づく提案があるか。
(4) 具体施策の提案	20	<ul style="list-style-type: none"> ・方針に沿った具体的な施策が分野別に提案されているか。 ・方針と具体的施策の関係性が明確に表現されているか。 ・具体的施策はその実現方法も含めて提案されているか。 	
ワーク・ライフ・バランスに関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	1	<ul style="list-style-type: none"> ・策定し、労働局に届出ている(従業員101人未満の場合のみ加点)。
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	1	<ul style="list-style-type: none"> ・策定し、労働局に届出ている(従業員301人未満の場合のみ加算)。
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)の取得	1	<ul style="list-style-type: none"> ・左記認定のいずれか1つ以上を取得している場合、加点。
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得		
	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール)の取得		
よこはまグッドバランス賞の認定の取得	1	<ul style="list-style-type: none"> ・取得している場合、加点 	
合 計		100	

2 評価方法

- (1) 業務実施体制、業務実績、業務実施方針については、評価の視点をもとに、A、B、C、D の4段階評価を行い、それぞれ以下の割合をかけた点数とする。

判定	評価	割合
特に優れている	A	1
妥当である	B	0.6
やや不十分	C	0.3
評価に値しない	D	0

例えば、配点10点の項目の場合

評価がAであれば評価点は $10 \times 1 = 10$ 点

評価がBであれば評価点は $10 \times 0.6 = 6$ 点

評価がCであれば評価点は $10 \times 0.3 = 3$ 点

評価がDであれば評価点は $10 \times 0 = 0$ 点

- (2) 業務実施体制、業務実績、業務実施方針の各項目について、D評価のあるものは原則として選定しない。
- (3) ワーク・ライフ・バランスに関する取組については、各評価の視点を満たす場合、加点する。
- (4) 評価は、まずは書類審査を行い、上位3位までの者に対してヒアリングを行う。ヒアリング審査を行ったのち、書類審査と総合して再度評価を行い、最上位の者を特定する。
- (5) 評価点の合計が50点未満の場合、選定しない。
- (6) (4)の審査による点数比較においても評価が同点であった場合、委託業者の特定は委員長に一任する。